

3. 就労支援の現状と課題

.....学校から職業への移行をめぐる.....

望月 葉子 (障害者職業総合センター)

1. 発達障害のある対象者の現状と職業選択をめぐる支援の課題

(1) 障害者雇用と発達障害

わが国における障害者雇用施策は、障害者雇用率制度等に基づく事業主に対する指導・援助、障害者の特性に踏まえたきめ細かな職業リハビリテーションの実施、障害者雇用に関する啓発、を柱として展開されている。

職業リハビリテーションの支援は、法定雇用率の対象・範囲の拡大とともに、身体障害、知的障害、精神障害の順に支援の充実を展開する経過をたどってきた。これら三障害の特性を有していない発達障害者については、法定雇用率の対象ではないが職業リハビリテーションの対象と位置づけた事業が展開される。

(2) 対象者の障害理解と青年期・成人期支援の課題

診断や相談の経歴を有する者ばかりではない

- 発達障害の診断を有する者
- 発達障害の判断を有する者
- 発達障害(疑)の者
- 発達障害を主訴とする者

職業選択もしくは職場適応の場面で「障害に向きあう」ことになる場合の問題

- 立ちすくみ、先送り、挫折.....
- 職場不適応、失業、喪失.....

「生活設計の変更」を余儀なくされる

障害特性に即した「支援」が用意されているか/選択されているか/適切に機能しているか

(3) 成人期における支援者が留意すべき課題とは.....

学校卒業までにどのような支援を受けたかによって、青年期の状態像が大きく変化する

- 就職に「特別な支援」を必要としない者
- 療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の対象となる者(二次的な障害を含む)
- 就職にあたって特別な支援が必要と考えられるが、現状では手帳の対象外の者

(4) 障害受容の支援の重要さと難しさ

学校時代の経験を通して「障害に気づく」ことがあったとしても、「頑張って学校を卒業した」ことから、障害を否認したいという気持ちを強く持つことが多い。この場合、挫折体験（初職入職困難による挫折）や喪失体験（離転職／一般扱いとしての正規職員という地位の喪失）があったとしても、引き続き「一般扱いで就職する」希望にこだわることになる。

結果として、「自分に適した仕事があるのではないか」という思いを持ち続ける。「障害に向きあう」ことは、自分の存在そのものを否定されるほどに、この上もなく重い意味を持つ。しかし、希望と現実が乖離している場合、高校中退であれ高卒であれ、さらなる上級学校卒であれ、教育歴とは別に、職業選択は障害理解の問題を避けて通ることはできない。つきつけられた厳しい現実を否認することが難しい場合には、様々な経験を通して「自分の特性に相応した支援を選択する」ことになるのだが、挫折や喪失の体験から立ち直るために、まずは深刻な体験を総括してフィードバックする相談活動が必要となることもまた多い。

障害受容の課題

発達過程と障害像の変化

対象者自身の「困難」の自覚の有無／診断の有無／障害理解の有無／開示の意志の有無

親の気づきと受容

対象者の気づきと受容

(5) 学校から職業への移行

学校教育法の改正により、義務教育段階における教育支援の理念において通常教育と障害児教育の間の連続性は、確保されたかに見える。しかし、高等学校在学中の進路指導において、必要に応じて障害特性に相応した支援を自ら選択すること、そのために障害者雇用施策について情報提供すること、の試みは極めて少ない。ここには、義務教育と高等学校教育の間の制度の不連続を指摘できる。

こうした教育における連続・不連続の状況は、障害児教育の学校（特別支援学校）と学校外の障害者就業支援との連携がありながらも、高校と学校外の障害者就業支援との連携が検討されないことに関連する。障害児教育の学校（特別支援学校）に蓄積されたノウハウの共有という点でも制度の連続性が確保されているとは言い難い。加えて、児童・生徒並びに家族の中にある障害の理解と受容の問題や、教育関係者の障害理解の問題がある。職業選択が障害に向きあう場面になる。

労働市場への参入に失敗（無業）もしくは適応の失敗（失業）後に

問題の理解並びに支援の必要性が認識される事例が多い

就労支援の概要

教育における支援：特別支援学校

高等学校、専修学校、大学・短大等……

一般扱いにおける就業支援：ハローワーク、ジョブカフェ、ヤングジョブスポット、

若者サポートステーション……

障害者雇用における就業支援：ハローワーク、広域・地域障害者職業センター……

障害者支援機関における支援：発達障害者支援センター、障害者就業・生活支援センター……

医療その他における支援：デイケア、心理臨床相談……

その他……

2. 事例が示唆すること

(1) 円滑な職業への移行のために

就業支援を効果的に行うためには、職業選択時点における職業適性・職業興味等を自己評価ではなく客観的に基準に照らして評価すること、さらに、職業リハビリテーションの支援の利用可能性についても的確に評価すること、が重要となる。職業リハビリテーションの利用に際し、障害者雇用率制度の対象であるかどうか（対象障害：身体障害・知的障害・精神障害）についての検討が必要であるが、雇用率制度の対象でない場合でも、多様な障害に対応する支援（相談・評価・訓練・職場適応支援等）を利用できる。なお、障害者の雇用に際しては、企業の合理的な配慮を前提とする。したがって、支援者は、当事者側の問題の把握と企業における環境整備の課題を明らかにすることになる。

(2) 職業リハビリテーション・サービスを選択した

発達障害のある若者に対する支援の課題について

「働いて自立する」ために

サービスを選択する「意志決定」を支援する

「障害受容」を支援する

職場適応のために「達成すべき課題の理解」を支援する

「具体的な準備」を支援する

作業遂行の特性（必要な配慮）を知る

職場のルールに関する知識・理解並びに行動上の特性（必要な配慮）を知る

(3) 問題の把握と支援策の検討は、

「いつ」「どこで」「誰が」「どのように」行うことが最適か

職場に適応するうえでの問題の把握

作業条件の配慮

指示理解に関する配慮

環境整備に関する配慮

その他の課題に関する配慮

問題を先送りする条件が様々ある中で効果的に職リハサービスを利用する条件は何か
移行支援機関の連携の課題は何か

(4) 職業リハビリテーション・サービスの利用可能性を高める要件は何か

診断体制の整備

本人への教育的支援のみならず、早期からの保護者への支援体制の整備

職業リハビリテーションの利用可能性を高める施策

学校在学中に求められる施策と卒業後に利用する機関に求められる施策

職業リハビリテーション機関における支援の整備

3. 障害理解支援の課題

(1) 職業リハビリテーション・サービスの対象であるにもかかわらず、
様々な事情からサービスを選択していない発達障害のある若者の現状について

「高校や大学等を卒業した」ために

職業リハビリテーションという選択肢がない

職業リハビリテーションを知らない

選択肢があったとしても(知っていたとしても)職業リハビリテーションを選択しない

(2) 職業準備性の課題を評価する視点

作業について、「自信がある」「得意である」「できている」と思っていることとその仕事に求められる「採用の基準」が必ずしも一致していない

また、知識としてルールを「知っていること」と「できること(ルールに従って行動する)」が必ずしも一致していない可能性がある。

「事業所が期待する基準」にてらして検討する

作業遂行の力を知る

得意・不得意/興味・関心/能力・適性/作業態度等々

対人関係を維持する力を知る

コミュニケーション/職場のルールの理解と行動化.....等々

体験的に学習する場面(啓発的経験)を何処に求めることができるのか.....

模擬的な職場などで、作業特性や職場で求められる様々な行動規範を学習する

体験を通して 働く目的/働く態度/興味・関心・能力・適性などへの理解を深める

特性にふさわしいサービスを選択する

本来、職業リハビリテーションの対象となる若者にとって、“障害特性を受けとめた進路選択を行う”という課題を先送りしないための支援が必要である。特に留意すべきは、このような問題が通常教育における特別支援の教育課程や移行支援のみならず、学校外の就労支援機関との連携の視点で十分に検討されていない点である。

【 関連文献 】 <http://www.nivr.ieed.or.jp/research/research.html>

障害者職業総合センター調査研究報告書

?38 「学習障害」を主訴とする者の就労支援の課題に関する研究(その1) 2000.

?56 「学習障害」を主訴とする者の就労支援の課題に関する研究(その2) 2004.

?71 軽度発達障害のある若者の学校から職業への移行支援の課題に関する研究 2006.

?83 軽度発達障害者のための就労支援プログラムに関する研究

- ワーク・チャレンジ・プログラム(試案)の開発 - 2008

障害者職業総合センター 「就職支援ガイドブック ...発達障害のあるあなたに...」 2008